

岩手海区漁場計画 (変更素案)

1 漁業権に関する事項

( ) 公示番号 定第1号

ア 漁場の位置 九戸郡洋野町宿戸地先 (土釜沖)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度22.506分、東経141度45.845分

イ点 北緯40度22.760分、東経141度46.456分

ウ点 北緯40度22.511分、東経141度46.621分

エ点 北緯40度22.403分、東経141度45.930分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

( ) 公示番号 定第2号

ア 漁場の位置 九戸郡洋野町有家地先 (有家網)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度19.744分、東経141度47.703分

イ点 北緯40度19.903分、東経141度48.155分

ウ点 北緯40度19.602分、東経141度48.313分

エ点 北緯40度19.494分、東経141度47.834分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

( ) 公示番号 定第3号

ア 漁場の位置 九戸郡洋野町中野地先 (中野網)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度18.349分、東経141度48.178分

イ点 北緯40度18.456分、東経141度48.653分

ウ点 北緯40度18.180分、東経141度48.724分

エ点 北緯40度18.163分、東経141度48.229分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

( ) 公示番号 定第4号

ア 漁場の位置 久慈市侍浜町桑畑地先 (沖桑畑網)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度17.669分、東経141度48.452分

イ点 北緯40度17.799分、東経141度48.912分

ウ点 北緯40度17.545分、東経141度48.971分

エ点 北緯40度17.541分、東経141度48.510分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

( ) 公示番号 定第5号

ア 漁場の位置 久慈市侍浜町横沼地先 (岸横沼網)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度15.502分、東経141度49.225分

イ点 北緯40度15.592分、東経141度49.675分

ウ点 北緯40度15.383分、東経141度49.656分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第6号

ア 漁場の位置 久慈市侍浜町横沼地先（沖横沼網）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度15.497分、東経141度49.668分

イ点 北緯40度15.493分、東経141度50.073分

ウ点 北緯40度15.260分、東経141度50.098分

エ点 北緯40度15.330分、東経141度49.649分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

( ) 公示番号 定第7号

ア 漁場の位置 久慈市侍浜町本波地先（本波網）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度14.168分、東経141度50.129分

イ点 北緯40度14.330分、東経141度50.646分

ウ点 北緯40度14.104分、東経141度50.707分

エ点 北緯40度14.115分、東経141度50.144分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

( ) 公示番号 定第8号

ア 漁場の位置 久慈市湊町久慈浜地先（大作根網）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度12.325分、東経141度51.124分

イ点 北緯40度12.032分、東経141度51.181分

ウ点 北緯40度12.053分、東経141度50.497分

エ点 北緯40度12.214分、東経141度50.439分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部及びイ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

( ) 公示番号 定第9号

ア 漁場の位置 久慈市宇部町小袖地先（赤磯網）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度10.182分、東経141度51.160分

イ点 北緯40度10.169分、東経141度51.063分

ウ点 北緯40度10.584分、東経141度51.413分

エ点 北緯40度10.371分、東経141度51.620分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第10号

ア 漁場の位置 久慈市宇部町小袖地先（えびす網）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度9.722分、東経141度51.820分

イ点 北緯40度10.176分、東経141度52.440分

ウ点 北緯40度9.915分、東経141度52.696分

エ点 北緯40度9.662分、東経141度51.937分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

( ) 公示番号 定第11号

ア 漁場の位置 久慈市宇部町三崎地先（白島網）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度7.069分、東経141度53.809分

イ点 北緯40度7.129分、東経141度54.288分

ウ点 北緯40度6.813分、東経141度54.362分

エ点 北緯40度6.803分、東経141度53.865分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

( ) 公示番号 定第12号

ア 漁場の位置 久慈市宇部町久喜地先（屋形網）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度7.682分、東経141度51.924分

イ点 北緯40度7.027分、東経141度52.953分

ウ点 北緯40度6.827分、東経141度52.693分

エ点 北緯40度7.633分、東経141度51.844分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

( ) 公示番号 定第13号

ア 漁場の位置 九戸郡野田村大字玉川地先（沖浜山）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度5.125分、東経141度52.694分

イ点 北緯40度5.325分、東経141度53.561分

ウ点 北緯40度4.917分、東経141度53.676分

エ点 北緯40度4.770分、東経141度52.822分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

( ) 公示番号 定第14号

ア 漁場の位置 下閉伊郡普代村堀内地先（平磯）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯40度3.383分、東経141度52.003分
- イ点 北緯40度3.655分、東経141度52.351分
- ウ点 北緯40度3.525分、東経141度52.503分
- エ点 北緯40度3.266分、東経141度52.141分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部及び陸側最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

( ) 公示番号 定第15号

ア 漁場の位置 下閉伊郡普代村堀内地先（沼の鼻）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯40度3.005分、東経141度52.545分
- イ点 北緯40度3.244分、東経141度52.751分
- ウ点 北緯40度3.260分、東経141度52.736分
- エ点 北緯40度3.285分、東経141度52.786分
- オ点 北緯40度3.145分、東経141度52.921分
- カ点 北緯40度2.984分、東経141度52.644分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) イ、ウ、エ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、金庫網以外の身網を敷設してはならない。

( ) 公示番号 定第16号

ア 漁場の位置 下閉伊郡普代村白井地先（白井網）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度2.482分、東経141度52.959分

イ点 北緯40度2.817分、東経141度53.623分

ウ点 北緯40度2.518分、東経141度53.773分

エ点 北緯40度2.432分、東経141度52.988分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第17号

ア 漁場の位置 下閉伊郡普代村太田名部地先（二子網）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度0.649分、東経141度54.686分

イ点 北緯40度0.888分、東経141度54.977分

ウ点 北緯40度0.757分、東経141度55.222分

エ点 北緯40度0.603分、東経141度54.851分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件



- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。
- (オ) イ、ウ、オ、カ及びビの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、金庫網以外の身網を敷設してはならない。

オ点 北緯40度0.752分、東経141度55.209分

カ点 北緯40度0.885分、東経141度54.974分

( ) 公示番号 定第18号

ア 漁場の位置 下閉伊郡普代村黒崎地先（黒崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度0.888分、東経141度54.977分

イ点 北緯40度1.247分、東経141度55.417分

ウ点 北緯40度0.999分、東経141度55.797分

エ点 北緯40度0.757分、東経141度55.222分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

( ) 公示番号 定第19号

ア 漁場の位置 下閉伊郡普代村黒崎地先（アンモ浦）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯40度0.341分、東経141度56.370分

イ点 北緯40度0.442分、東経141度56.527分

ウ点 北緯40度0.471分、東経141度56.512分

エ点 北緯40度0.497分、東経141度56.589分

オ点 北緯40度0.260分、東経141度56.722分

カ点 北緯40度0.235分、東経141度56.643分

キ点 北緯40度0.260分、東経141度56.626分

ク点 北緯40度0.234分、東経141度56.417分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、金庫網以外の身網を敷設してはならない。

ケ点 北緯40度0.266分、東経141度56.688分

コ点 北緯40度0.473分、東経141度56.574分

( ) 公示番号 定第20号

ア 漁場の位置 下閉伊郡普代村黒崎地先（からはし）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度59.699分、東経141度56.879分

イ点 北緯39度59.817分、東経141度57.016分

ウ点 北緯39度59.855分、東経141度56.994分

エ点 北緯39度59.883分、東経141度57.075分

オ点 北緯39度59.698分、東経141度57.179分

カ点 北緯39度59.672分、東経141度57.099分

キ点 北緯39度59.694分、東経141度57.086分

ク点 北緯39度59.668分、東経141度56.918分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ケ、コ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、金庫網以外の身網を

敷設してはならない。

ケ点 北緯39度59.703分、東経141度57.140分

コ点 北緯39度59.849分、東経141度57.061分

( ) 公示番号 定第101号

ア 漁場の位置 下閉伊郡田野畑村明戸地先 (羅賀)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度56.553分、東経141度57.765分

イ点 北緯39度56.430分、東経141度58.222分

ウ点 北緯39度56.076分、東経141度58.089分

エ点 北緯39度56.137分、東経141度57.920分

オ点 北緯39度56.242分、東経141度57.915分

カ点 北緯39度56.430分、東経141度57.620分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

( ) 公示番号 定第102号

ア 漁場の位置 下閉伊郡岩泉町小本水尻地先 (須久洞)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度53.250分、東経141度58.167分

イ点 北緯39度53.603分、東経141度58.625分

ウ点 北緯39度53.108分、東経141度58.933分

エ点 北緯39度53.095分、東経141度58.296分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

( ) 公示番号 定第103号

ア 漁場の位置 下閉伊郡岩泉町小本字茂師地先(熊の鼻)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度50.581分、東経141度58.905分

イ点 北緯39度50.626分、東経141度59.379分

ウ点 北緯39度50.389分、東経141度59.460分

エ点 北緯39度50.400分、東経141度59.254分

オ点 北緯39度50.477分、東経141度58.898分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) イ点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第104号

ア 漁場の位置 宮古市田老小堀内地先(赤島)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度47.298分、東経141度59.396分

イ点 北緯39度47.492分、東経142度0.268分

ウ点 北緯39度47.121分、東経142度0.428分

エ点 北緯39度47.073分、東経142度0.278分

オ点 北緯39度47.166分、東経141度59.510分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

ない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第105号

ア 漁場の位置 宮古市田老佐賀部地先 (佐賀部)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度43.630分、東経141度59.257分

イ点 北緯39度43.721分、東経141度59.495分

ウ点 北緯39度43.713分、東経141度59.605分

エ点 北緯39度43.429分、東経141度59.662分

オ点 北緯39度43.443分、東経141度59.310分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) ウ点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第106号

ア 漁場の位置 宮古市崎山地先 (秋姉ヶ崎)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度41.265分、東経141度59.049分

イ点 北緯39度41.539分、東経141度59.158分

ウ点 北緯39度41.490分、東経141度59.589分

エ点 北緯39度41.288分、東経141度59.251分

オ点 北緯39度41.244分、東経141度59.134分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称  | 漁業時期           |
|-------|--------|----------------|
| 定置漁業  | さけ定置漁業 | 9月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (ウ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第107号

ア 漁場の位置 宮古市崎山地先（日出島）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度40.175分、東経141度59.358分

イ点 北緯39度40.295分、東経141度59.811分

ウ点 北緯39度39.856分、東経141度59.795分

エ点 北緯39度40.095分、東経141度59.253分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第108号

ア 漁場の位置 宮古市重茂迫切地先（一丁目）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度38.267分、東経142度0.135分

イ点 北緯39度38.384分、東経141度59.774分

ウ点 北緯39度38.586分、東経141度59.923分

エ点 北緯39度38.424分、東経142度0.245分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

らない。

(イ) 毎年4月1日から5月31日までの期間、箱網の網目は、4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第109号

ア 漁場の位置 宮古市重茂追切地先（秋二丁目）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度38.690分、東経142度0.420分

イ点 北緯39度38.842分、東経142度0.166分

ウ点 北緯39度39.007分、東経142度0.308分

エ点 北緯39度38.803分、東経142度0.558分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称  | 漁業時期           |
|-------|--------|----------------|
| 定置漁業  | さけ定置漁業 | 9月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(ウ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第110号

ア 漁場の位置 宮古市重茂追切地先（三丁目）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度39.022分、東経142度0.763分

イ点 北緯39度39.243分、東経142度0.356分

ウ点 北緯39度39.548分、東経142度0.711分

エ点 北緯39度39.156分、東経142度0.869分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点に、海面から2メートル以上のやぐら式黄色標識物標（夜間点灯式、レーダー反射装置付き）を設置するほか、漁具の沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれ

ぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第111号

ア 漁場の位置 宮古市重茂白ツネ地先（平島）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度36.835分、東経142度1.869分
- イ点 北緯39度36.895分、東経142度1.954分
- ウ点 北緯39度37.109分、東経142度1.939分
- エ点 北緯39度37.147分、東経142度2.341分
- オ点 北緯39度36.835分、東経142度2.481分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第112号

ア 漁場の位置 宮古市重茂与奈地先（与奈）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度34.491分、東経142度2.992分
- イ点 北緯39度34.477分、東経142度2.843分
- ウ点 北緯39度34.760分、東経142度2.953分
- エ点 北緯39度34.687分、東経142度3.317分
- オ点 北緯39度34.474分、東経142度3.173分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------|-------|------|
|-------|-------|------|



|      |            |                |
|------|------------|----------------|
| 定置漁業 | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |
|------|------------|----------------|

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第113号

ア 漁場の位置 宮古市重茂姉吉地先（姉吉）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- ア点 北緯39度32.019分、東経142度3.911分
- イ点 北緯39度32.032分、東経142度4.286分
- ウ点 北緯39度31.729分、東経142度4.202分
- エ点 北緯39度31.730分、東経142度3.823分
- オ点 北緯39度31.925分、東経142度3.901分
- カ点 北緯39度31.995分、東経142度3.773分
- キ点 北緯39度32.012分、東経142度3.734分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第114号

ア 漁場の位置 宮古市重茂根滝地先（根滝）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度31.473分、東経142度3.181分
- イ点 北緯39度31.056分、東経142度3.324分

ウ点 北緯39度31.014分、東経142度2.975分

エ点 北緯39度31.576分、東経142度2.991分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第115号

ア 漁場の位置 宮古市重茂館ヶ崎地先（秋館ヶ崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度30.170分、東経142度1.334分

イ点 北緯39度30.060分、東経142度1.637分

ウ点 北緯39度29.896分、東経142度1.530分

エ点 北緯39度30.039分、東経142度1.325分

オ点 北緯39度30.060分、東経142度1.257分

カ点 北緯39度30.056分、東経142度1.250分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称  | 漁業時期           |
|-------|--------|----------------|
| 定置漁業  | さけ定置漁業 | 9月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(ウ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第116号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町大沢地先（松島）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度29.690分、東経142度0.917分

イ点 北緯39度29.617分、東経142度1.498分

ウ点 北緯39度29.357分、東経142度1.288分

エ点 北緯39度29.491分、東経142度0.852分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

( ) 公示番号 定第117号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町大沢地先（氷場）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域からカ、キ、ク及びケの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域

ア点 北緯39度28.626分、東経142度0.486分

イ点 北緯39度28.439分、東経142度0.420分

ウ点 北緯39度28.440分、東経142度0.406分

エ点 北緯39度28.469分、東経142度0.115分

オ点 北緯39度28.738分、東経142度0.166分

カ点 北緯39度28.762分、東経142度0.294分

キ点 北緯39度28.681分、東経142度0.295分

ク点 北緯39度28.669分、東経142度0.377分

ケ点 北緯39度28.689分、東経142度0.399分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月1日から5月31日までの期間、箱網の網目は、4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

(オ) ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、身網を敷設してはならない。

( ) 公示番号 定第118号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越大浦地先（夏立神岩）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度27.382分、東経142度0.132分

イ点 北緯39度27.474分、東経141度59.903分

ウ点 北緯39度27.625分、東経142度0.019分

エ点 北緯39度27.478分、東経142度0.172分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称   | 漁業時期           |
|-------|---------|----------------|
| 定置漁業  | いわし定置漁業 | 4月1日から10月20日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部及びイ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月1日から5月31日までの期間、箱網の網目は、4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

( ) 公示番号 定第119号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越大浦地先（沖の沢）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度27.738分、東経142度0.466分

イ点 北緯39度27.838分、東経142度0.224分

ウ点 北緯39度27.955分、東経142度0.399分

エ点 北緯39度27.840分、東経142度0.482分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 7月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(ウ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

(エ) ア、イ、ウ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、身網を敷設してはならない。

オ点 北緯39度27.948分、東経142度0.404分

カ点 北緯39度27.852分、東経142度0.268分

( ) 公示番号 定第120号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越大浦地先（新釜）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度28.532分、東経142度1.578分

イ点 北緯39度28.690分、東経142度1.455分

ウ点 北緯39度28.796分、東経142度1.681分

エ点 北緯39度28.615分、東経142度1.679分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第121号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越大浦地先（四丁目）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度28.731分、東経142度1.875分

イ点 北緯39度29.001分、東経142度1.772分

ウ点 北緯39度29.164分、東経142度1.995分

エ点 北緯39度28.973分、東経142度2.085分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標を、それぞれレーダー反射板を付けて海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第122号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越大浦地先 (五丁目)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度28.996分、東経142度2.582分

イ点 北緯39度29.245分、東経142度2.594分

ウ点 北緯39度29.223分、東経142度3.006分

エ点 北緯39度28.970分、東経142度2.729分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第123号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越小谷島地先 (小谷島)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度25.043分、東経142度1.373分

イ点 北緯39度24.671分、東経142度1.581分

ウ点 北緯39度24.652分、東経142度1.237分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第124号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越大島地先（根崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度24.033分、東経141度59.911分

イ点 北緯39度23.949分、東経142度0.167分

ウ点 北緯39度23.776分、東経142度0.018分

エ点 北緯39度23.967分、東経141度59.875分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

( ) 公示番号 定第125号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先（大島）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度24.406分、東経141度59.255分

イ点 北緯39度24.075分、東経141度59.493分

ウ点 北緯39度24.057分、東経141度59.171分

エ点 北緯39度24.397分、東経141度59.112分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) ウ点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

( ) 公示番号 定第126号

ア 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先 (中網)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度24.527分、東経141度58.741分

イ点 北緯39度24.315分、東経141度58.690分

ウ点 北緯39度24.391分、東経141度58.498分

エ点 北緯39度24.586分、東経141度58.608分

オ点 北緯39度24.572分、東経141度58.650分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第201号

ア 漁場の位置 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先 (野島)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度22.746分、東経141度57.812分

イ点 北緯39度23.131分、東経141度57.951分

ウ点 北緯39度23.204分、東経141度58.045分

エ点 北緯39度23.260分、東経141度58.420分

オ点 北緯39度22.880分、東経141度58.110分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称     | 漁業時期           |
|-------|-----------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・さば定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) ウ点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。



(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第202号

ア 漁場の位置 上閉伊郡大槌町野島地先（沖野島）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度22.718分、東経141度58.172分

イ点 北緯39度22.591分、東経141度58.714分

ウ点 北緯39度22.635分、東経141度58.735分

エ点 北緯39度22.590分、東経141度58.928分

オ点 北緯39度22.583分、東経141度58.951分

カ点 北緯39度22.143分、東経141度58.713分

キ点 北緯39度22.206分、東経141度58.552分

ク点 北緯39度22.340分、東経141度58.555分

ケ点 北緯39度22.433分、東経141度58.211分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称     | 漁業時期           |
|-------|-----------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・さば定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) エ、オ、カ及びエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、金庫網及び羽子以外の漁具を敷設してはならない。

( ) 公示番号 定第203号

ア 漁場の位置 上閉伊郡大槌町七戻地先（長越）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度21.077分、東経141度56.814分

イ点 北緯39度20.856分、東経141度57.014分

ウ点 北緯39度20.778分、東経141度56.732分

エ点 北緯39度21.026分、東経141度56.750分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月1日から5月31日までの期間、箱網の網目は、4.3センチメートル（8節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第204号

ア 漁場の位置 釜石市箱崎町細浦地先（秋三丁目）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度20.764分、東経141度58.863分

イ点 北緯39度21.116分、東経141度58.634分

ウ点 北緯39度21.212分、東経141度59.005分

エ点 北緯39度20.865分、東経141度59.070分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称  | 漁業時期           |
|-------|--------|----------------|
| 定置漁業  | さけ定置漁業 | 9月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (ウ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第205号

ア 漁場の位置 釜石市箱崎町御箱崎地先（四丁目）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度20.951分、東経141度59.340分

イ点 北緯39度21.286分、東経141度59.418分

ウ点 北緯39度21.316分、東経141度59.736分

エ点 北緯39度20.979分、東経141度59.566分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

らない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第206号

ア 漁場の位置 釜石市箱崎町三貫島地先（三貫）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度18.544分、東経141度58.887分

イ点 北緯39度18.799分、東経141度59.021分

ウ点 北緯39度18.775分、東経141度59.510分

エ点 北緯39度18.464分、東経141度59.143分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称     | 漁業時期           |
|-------|-----------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・さば定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

( ) 公示番号 定第207号

ア 漁場の位置 釜石市箱崎町三貫島南浦地先（汐折）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度18.471分、東経141度58.496分

イ点 北緯39度18.247分、東経141度58.540分

ウ点 北緯39度17.963分、東経141度58.588分

エ点 北緯39度18.082分、東経141度58.121分

オ点 北緯39度18.474分、東経141度58.420分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部及びオ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の

高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

( ) 公示番号 定第208号

ア 漁場の位置 釜石市箱崎町ほっちょうか地先（ほっちょうか）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度18.537分、東経141度56.052分

イ点 北緯39度18.427分、東経141度56.213分

ウ点 北緯39度18.176分、東経141度56.404分

エ点 北緯39度18.117分、東経141度55.958分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第209号

ア 漁場の位置 釜石市大字釜石とりいそ地先（白崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度17.368分、東経141度55.296分

イ点 北緯39度17.661分、東経141度55.676分

ウ点 北緯39度17.459分、東経141度56.052分

エ点 北緯39度17.170分、東経141度55.525分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称     | 漁業時期           |
|-------|-----------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・さば定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第210号

ア 漁場の位置 釜石市大字平田白浜地先（沖網）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度14.964分、東経141度57.262分

イ点 北緯39度15.377分、東経141度57.328分

ウ点 北緯39度15.402分、東経141度57.779分

エ点 北緯39度15.106分、東経141度57.534分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称     | 漁業時期           |
|-------|-----------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・さば定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第211号

ア 漁場の位置 釜石市大字平田小松浜地先（小松）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度14.150分、東経141度57.095分

イ点 北緯39度14.160分、東経141度57.212分

ウ点 北緯39度14.206分、東経141度57.786分

エ点 北緯39度13.874分、東経141度57.712分

オ点 北緯39度14.118分、東経141度57.302分

カ点 北緯39度14.125分、東経141度57.212分

キ点 北緯39度14.134分、東経141度57.095分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称 | 漁業時期 |
|-------|-------|------|
|-------|-------|------|

|      |           |                |
|------|-----------|----------------|
| 定置漁業 | さけ・さば定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |
|------|-----------|----------------|

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) ア、イ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、垣網を敷設してはならない。

( ) 公示番号 定第212号

ア 漁場の位置 釜石市唐丹町地先（大建）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度11.164分、東経141度55.133分
- イ点 北緯39度11.602分、東経141度54.983分
- ウ点 北緯39度11.609分、東経141度55.475分
- エ点 北緯39度11.180分、東経141度55.401分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称     | 漁業時期           |
|-------|-----------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・さば定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第213号

ア 漁場の位置 釜石市唐丹町地先（金島）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア点 北緯39度10.994分、東経141度55.526分
- イ点 北緯39度10.896分、東経141度55.995分
- ウ点 北緯39度10.592分、東経141度55.865分
- エ点 北緯39度10.738分、東経141度55.419分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称     | 漁業時期           |
|-------|-----------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・さば定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

( ) 公示番号 定第301号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町吉浜地先（夏白石）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度10.466分、東経141度55.036分

イ点 北緯39度10.222分、東経141度55.676分

ウ点 北緯39度9.961分、東経141度55.331分

エ点 北緯39度10.336分、東経141度54.891分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称  | 漁業時期          |
|-------|--------|---------------|
| 定置漁業  | さば定置漁業 | 3月1日から9月30日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第302号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町吉浜地先（横沼）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度10.181分、東経141度54.502分

イ点 北緯39度9.881分、東経141度54.798分

ウ点 北緯39度9.737分、東経141度54.513分

エ点 北緯39度10.011分、東経141度54.289分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第303号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町吉浜地先（大鮎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度9.347分、東経141度53.234分

イ点 北緯39度9.067分、東経141度53.674分

ウ点 北緯39度8.825分、東経141度53.155分

エ点 北緯39度9.260分、東経141度52.966分

オ点 北緯39度9.282分、東経141度52.959分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称     | 漁業時期           |
|-------|-----------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・さば定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第304号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（小壁）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度7.037分、東経141度53.376分

イ点 北緯39度7.496分、東経141度53.191分

ウ点 北緯39度7.469分、東経141度53.951分



エ点 北緯39度7.108分、東経141度53.668分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第305号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（大輪）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度6.554分、東経141度54.743分

イ点 北緯39度7.040分、東経141度54.734分

ウ点 北緯39度6.829分、東経141度55.542分

エ点 北緯39度6.444分、東経141度55.157分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第306号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（二ツ水）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度6.231分、東経141度54.717分

イ点 北緯39度6.200分、東経141度54.760分

ウ点 北緯39度5.946分、東経141度55.118分

エ点 北緯39度5.764分、東経141度54.755分

オ点 北緯39度6.086分、東経141度54.431分

カ点 北緯39度6.118分、東経141度54.399分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

(オ) ア、イ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域内には、垣網を敷設してはならない。

( ) 公示番号 定第307号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（大塩崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度5.340分、東経141度52.684分

イ点 北緯39度5.063分、東経141度52.669分

ウ点 北緯39度5.168分、東経141度52.280分

エ点 北緯39度5.401分、東経141度52.570分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第308号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先 (鬼間ヶ崎)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度6.038分、東経141度51.507分

イ点 北緯39度5.795分、東経141度51.489分

ウ点 北緯39度5.859分、東経141度51.321分

エ点 北緯39度6.074分、東経141度51.466分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月1日から5月31日までの期間、箱網の網目は、4.3センチメートル(8節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

( ) 公示番号 定第309号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先 (清水輪)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア点 北緯39度4.291分、東経141度51.773分

イ点 北緯39度4.633分、東経141度51.837分

ウ点 北緯39度4.592分、東経141度52.319分

エ点 北緯39度4.330分、東経141度52.100分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第310号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先（脛崎）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度4.140分、東経141度52.437分

イ点 北緯39度4.190分、東経141度52.918分

ウ点 北緯39度3.678分、東経141度52.955分

エ点 北緯39度3.884分、東経141度52.550分

オ点 北緯39度4.010分、東経141度52.350分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第311号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先（夏茂田）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度2.177分、東経141度50.989分

イ点 北緯39度2.469分、東経141度51.532分

ウ点 北緯39度2.050分、東経141度51.771分

エ点 北緯39度1.958分、東経141度51.053分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称   | 漁業時期          |
|-------|---------|---------------|
| 定置漁業  | いわし定置漁業 | 3月1日から8月31日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第312号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先（願松）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度1.397分、東経141度50.307分

イ点 北緯39度0.995分、東経141度50.559分

ウ点 北緯39度1.004分、東経141度50.006分

エ点 北緯39度1.471分、東経141度49.833分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) イ、ウ、オ、カ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域内には、身網を敷設してはならない。

オ点 北緯39度1.019分、東経141度50.000分

カ点 北緯39度1.007分、東経141度50.551分

( ) 公示番号 定第313号

ア 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先（大入）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度1.350分、東経141度48.987分

イ点 北緯39度1.224分、東経141度49.182分

ウ点 北緯39度0.975分、東経141度49.333分

エ点 北緯39度0.940分、東経141度48.779分

オ点 北緯39度1.367分、東経141度48.746分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

( ) 公示番号 定第314号

ア 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先(重根)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度0.991分、東経141度46.174分

イ点 北緯39度0.632分、東経141度46.603分

ウ点 北緯39度0.537分、東経141度46.242分

エ点 北緯39度0.916分、東経141度45.891分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) イ及びウの各点に海面から高さ2メートル以上のやぐら式黄色標識物標(夜間点灯式、レーダー反射装置付き)を設置するほか、沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

( ) 公示番号 定第315号

ア 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先(大坪)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度1.178分、東経141度44.957分

イ点 北緯39度1.015分、東経141度44.944分

ウ点 北緯39度1.078分、東経141度44.791分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 5月1日から12月31日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年5月1日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第316号

ア 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先（鵜の鳥）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯39度1.250分、東経141度44.446分

イ点 北緯39度1.310分、東経141度44.544分

ウ点 北緯39度1.123分、東経141度44.523分

エ点 北緯39度1.132分、東経141度44.348分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 5月1日から12月31日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年5月1日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第317号

ア 漁場の位置 大船渡市末崎町地先（大浜）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度59.695分、東経141度44.677分

イ点 北緯38度59.759分、東経141度45.608分

ウ点 北緯38度59.287分、東経141度45.622分

エ点 北緯38度59.505分、東経141度44.711分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

- (ア) イ及びウの各点に海面から高さ2メートル以上のやぐら式黄色標識物標（夜間点灯式、レーダー反射装置付き）を設置するほか、沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。
- (イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。
- (ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。
- (エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第318号

ア 漁場の位置 陸前高田市広田町地先 (黒崎)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度57.128分、東経141度43.857分

イ点 北緯38度56.963分、東経141度44.357分

ウ点 北緯38度56.588分、東経141度44.081分

エ点 北緯38度56.888分、東経141度43.686分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

( ) 公示番号 定第319号

ア 漁場の位置 陸前高田市広田町地先 (椿島)

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度56.133分、東経141度42.881分

イ点 北緯38度55.307分、東経141度43.228分

ウ点 北緯38度55.333分、東経141度42.528分

エ点 北緯38度55.742分、東経141度42.792分

オ点 北緯38度56.132分、東経141度42.740分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称      | 漁業時期           |
|-------|------------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・いわし定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル(7節)以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

( ) 公示番号 定第320号



ア 漁場の位置 陸前高田市広田町地先（仁位達）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度56.299分、東経141度42.519分

イ点 北緯38度55.745分、東経141度42.765分

ウ点 北緯38度55.758分、東経141度42.315分

エ点 北緯38度56.297分、東経141度42.381分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称     | 漁業時期           |
|-------|-----------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・さば定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

(エ) 垣網の元地から100メートルの間において、垣網桁5メートルを海面下2メートル以上沈下し、その両端に標識を設置しなければならない。

( ) 公示番号 定第321号

ア 漁場の位置 陸前高田市広田町地先（金入）

イ 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア点 北緯38度56.561分、東経141度41.739分

イ点 北緯38度56.285分、東経141度41.610分

ウ点 北緯38度56.417分、東経141度41.413分

エ点 北緯38度56.588分、東経141度41.716分

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

| 漁業の種類 | 漁業の名称     | 漁業時期           |
|-------|-----------|----------------|
| 定置漁業  | さけ・さば定置漁業 | 3月1日から翌年2月末日まで |

エ 存続期間 令和6年3月1日から令和11年2月28日

オ 条件

(ア) 沖出し最端部に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

(イ) 毎年4月10日から6月10日までの期間、箱網の網目は、5.0センチメートル（7節）以上の大きさにしなければならない。

(ウ) さけの親魚の確保のため、知事が操業の停止又は漁具の一部の使用制限を指示した場合には、これに従わなければならない。

## 2 類似漁業権以外の漁業権

該当なし